

久喜市一般廃棄物収集運搬業に係る許可の条件及び処分の基準に関する要  
綱

(趣旨)

第1条 この告示は、久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（令和5年久喜市条例第38号。以下「条例」という。）及び久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（令和6年久喜市規則第1号。以下「規則」という。）に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する条件の基準、処分の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び条例の例による。

(許可に付する条件)

第3条 条例第27条第2項又は第28条第2項の規定により許可を受ける者に対する法第7条第11項の規定による許可に付する生活環境の保全上必要な条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法令等（関連する法令及び条例をいう。以下同じ。）並びに市長及び市長が指定する処理施設（以下「指定処理施設」という。）の管理者の指示を遵守し、一般廃棄物を適正に処理するとともに、再利用等により当該一般廃棄物の減量に努めること。
- (2) 受託関係（規則第20条第1項第6号に規定する受託関係をいう。）にある一般廃棄物を排出する者に対し、一般廃棄物の分別及び減量について、適切な指導を行うこと。
- (3) 事故等が発生したときは、速やかに市に報告するとともに、適切な処置を講ずること。
- (4) 指定処理施設に搬入する一般廃棄物は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 条例第23条第3項の規定に従い分別したもの

イ 内容物が確認できる透明度の袋に収納したもの

(5) 処理業務を著しく困難にし、又は指定処理施設の機能に支障を生じさせると市長が認める一般廃棄物を収集又は運搬するときは、法令等の規定に適合する処理施設の管理者に処理を依頼すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。

2 市長は、前項各号の条件に関し必要と認めるときは、条例第27条第2項又は第28条第2項の規定により許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に対し、指導及び助言をすることができる。

(処分の基準)

第4条 許可業者が条例に違反したとき、又は法第7条の3各号のいずれかに該当することが判明したときにおける処分の基準は、違反回数に応じ別表に定めるとおりとする。

2 許可業者が法第7条の4第1項各号のいずれかに該当することが判明したときは、同項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消すものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、久喜市一般廃棄物収集運搬業に係る許可の条件及び処分の基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	違反回数				
	1回	2回	3回	4回	5回
搬入の停止 (期間)	○ (7日以	○ (15日	○ (30日	○ (60日	—

	内)	以内)	以内)	以内)	
事業の停止 (期間)	○ (7日以 内)	○ (15日 以内)	○ (30日 以内)	○ (60日 以内)	—
許可の取消し	—	—	—	—	○

#### 備考

- 1 違反回数は、処分の日から起算して過去5年の間に当該許可業者が条例に違反し、又は法第7条の3各号のいずれかに該当することが判明した回数  
の合計とする。
- 2 事案の態様が著しく悪質であると市長が認めるときは、違反回数が5回  
未満であっても許可の取消しを、違反回数が4回未満であっても60日以  
内の搬入の停止又は事業の停止を行うことができる。